



TJ Prannarai Recruitment Co., Ltd.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42, Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110
E-MAIL: inter@tjprannarai.co.th URL: http://www.tjprannarai.co.th TEL: 0-2712-3199 FAX: 0-2712-3201
TAX ID: 0105544009103 (Head Office)

タイ国 法律改訂情報 Vol. 78 (2017年6月15日発行)

みなさま、こんにちは。タイ国法律改定情報 Vol. 78 は“新法『外国人就労管理法』公布へ～使用者の罰則強化”をお送り致します。

現在、一般労働者に対しては「外国人就労法(2008年)」が存在し、ラオス、ミャンマー、カンボジアなどの単純労働者に対しては「外国人雇用法(2016年)」が存在します。この外国人雇用法が施行されるまで労働者がタイ国に違法に出国し就労していましたが、人身売買、労働搾取などの問題が多発し、外国人雇用法として制定されました。

今回、労働省の発表によると、現在2つある法律(外国人雇用法および外国人就労法)を1つの法律として『外国人就労管理法』として制定し、より法律を厳密かつ厳格に、そして罰則規定が強化されることとなりました。

新法『外国人就労管理法』公布へ～雇用者の罰則強化

労働省は新たな法律として『外国人就労管理法』の公布に向け準備をしていると発表した。概要としては、法律に違反した雇用者に対して40万バーツ以上の罰則を追加し、既存で存在している労働法に基づき正しく雇用システムを構築、外国人が平等な扱いを受けるよう6月中旬施行の見通しであると発表した。(＊6月15日現在:未施行である)

ワラン労働省雇用局長は、雇用局が『新法:外国人就労管理法』の法案を作成したと公表した。外国人の就労をシステムとして包括的に管理し、国家の労働、経済及び社会の安定のため持続可能な人身売買防止及び問題解決における重要な仕組みとなり、外国人労働問題を解決可能とするため、現行で2つある法令、『2008年外国人就労法』及び『2016年外国人雇用法』を統合し1つの法とし、『外国人就労管理法』として新たに制定するとした。本法律は、欠如していた部分を拡充、また不備のある箇所を改正し、重要事項として刑罰を厳重にし罰則を追加した。例えば、外国人が就労を禁止されている業務で外国人を就労させたり、労働許可証を所持しない外国人を雇用、就労させた場合、雇用者は、雇用外国人1人につき40万バーツから80万バーツの罰金刑に科す。労働許可証に記載された業務と異なる業務に従事させた使用者は外国人1人につき40万バーツ以下の罰金刑に科す。外国人が労働許可を得ずに就労、もしくは外国人就労禁止業務に従事した場合、5年以下の禁固刑、もしくは2,000バーツから10万バーツの罰金刑に科す、または禁固刑と罰金刑を併科する。必要かつ緊急な業務に従事し、登録官に届出

なかった外国人は、2万パーツから10万パーツの罰金刑に科す。また労働許可証に記載された業務と異なる業務に従事した外国人は10万パーツ以下の罰金刑に科す。

更に、次の罰則を定めることにより労働者の人身売買を防止する。雇用局長の許可なく外国人を就労させた事業者は1～3年の禁固刑、もしくは20万パーツから60万パーツの罰金刑に科す、または禁固刑と罰金刑を併科する。外国人労働者を「タイ国内で就労できると欺いて就労させた者」は、3～10年の禁固刑、もしくは外国人1人につき60万パーツから100万パーツの罰金刑に科す、または禁固刑と罰金刑を併科する。外国人の労働許可証または身分証明書を没収した者は、6か月以下の禁固刑、もしくは10万パーツ以下の罰金刑に科す、または禁固刑と罰金刑を併科する。また雇用者及び外国人を就労させる許可を受けた者の義務も、より明確に保護のため規定する。また不服申し立ての仕組み及び雇用者もしくは外国人を就労させる許可を受けた者が法の定める義務に違反したため損害を被った外国人のための不服申し立て制度も含め定める。

雇用局長は更に、この新法案は雇用者または違反者に対する厳重な罰則を強化したため、雇用者は自身と就労する外国人労働者が合法であるかどうか慎重に調べ、また違法であることが判明した場合は、速やかに合法な手続きを取るようにと話した。法律を遵守することで雇用者、労働者の双方ともに安心できると述べた。本法案については、この6月中旬に施行公布の見通しである。質問がある場合、またはサポートが必要な場合は、右記に問い合わせのこと。全県の県雇用事務局、バンコク第1から10地区雇用事務局、雇用局ホットライン1694まで。

【参考】

『2008年外国人就労法』は主に一般業種に就業する外国人を対象とした法律であり、『2016年外国人雇用法』はタイ政府と覚書を締結し単純労働者としてタイに入国し就労している外国人を対象とした法律である。主として、ラオス、カンボジア、ミャンマーの3カ国である。現在、対応措置として「ピンクカード(最長2年)」を保持し、タイに入国、就労を許可しているが、新たな法制定によりピンクカードの延長は認められない方針である。

~~~~~

#### 【お断り】

1. 各種ご相談は有料で回答致します。個別でのご質問にはお答え致しかねます。

以上、ご了承の程お願い申し上げます。

## 【無料購読のお申し込み】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: [jpntrans@tjprannarai.co.th](mailto:jpntrans@tjprannarai.co.th)

HP: <http://tjprannarai.co.th/jp/home.html>

過去のバックナンバーは無料でダウンロードが可能です。↓

<http://tjprannarai.co.th/jp/consulting/information.html>

タイ国法律改定情報は毎月第3木曜日に発行しております。

次回は、2017年7月20日(木)です

### 【お知らせ】

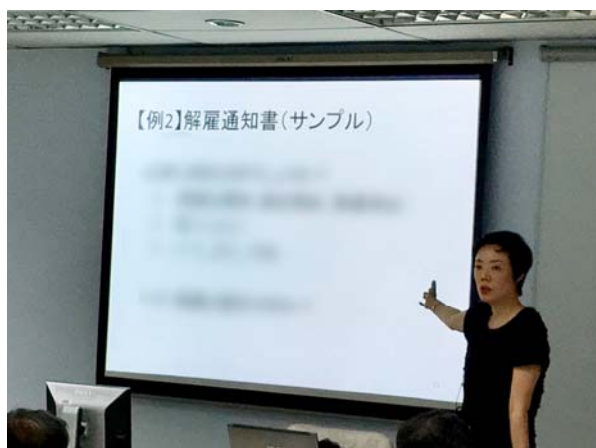
#### 勉強会：タイ国労働法を学ぶ(全3回)

去る6月8日(木)弊社前田が泰日経済技術振興会にてセミナー講師を致しました。

タイ国労働関連法規のセミナーで全3コースの2回目の講義です。今回のテーマは「労使間の契約書と労使紛争」でした。労働者－使用者の間で多くの契約を交わしますが、再度、契約書の要件を見直し、契約不備から起こるであろう労使訴訟を事例・判例を交え検証しました。タイと日本の法律の違い、法解釈、法律と実務の矛盾などもご紹介していきました。

現在確定している2017年度の日程は以下の通りです。(8月以降の日程は確定次第お知らせ致します)

#### 1. 7月6日(木)13:30～： 解雇の事例・判例から労働法を学ぶ



本コースにご興味がある方は、  
下記までお問い合わせ下さい。

主催・泰日経済技術振興協会まで  
お問い合わせ下さい。

研修担当：笹嶋 様 (Ms. Sasajima)

メール：[japanese.course@tpa.or.th](mailto:japanese.course@tpa.or.th)

Tel: +66-2717-3000～3029 ext.754

# TJP サービスのご案内

## ★通訳者派遣

半日から対応が可能です。日本語能力検定N1の経験者が対応いたします。

商談、訴訟、技術研修、会計監査、M&Aなど難易度が高い案件の対応可能です。

## ★翻訳

日本語・タイ語・英語の相互翻訳を行っております。

契約書、覚書、法規関連文書からマニュアルや仕様書まで多岐に渡ります。

翻訳経験 10 年以上のベテラン翻訳者など、スペシャリストが対応いたします。

## ★各種デザイン

書籍やマニュアル、印刷物のレイアウト作成。カタログのデザイン、ポスター作成  
リーフレット、ハンドアウト(配布用資料)のデザイン など

## ★各種ご相談

法律関連のご相談は有料となっております。相談料は 1 案件 5,000THB～となっております。

### ★定型フォーマットのご紹介

お客様からの「フォーマットを作って欲しい」というお声から生まれました。

社内で頻繁に使用される定型フォーマットを販売しております。

日本語・タイ語のセットで 1,500THB です。

「雇用契約書」「警告書」「退職届」「解雇通知書」「給与証明」など

9 種類のフォーマットをそろえております。

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/index.html>

### 【お問い合わせ・無料購読のお申し込み】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: [jpntrans@tjprannarai.co.th](mailto:jpntrans@tjprannarai.co.th)

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>

過去のバックナンバーは無料でダウンロードが可能です。↓

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/information.html>



# タイで成功するためには必携

新刊



## タイ国 労働法 (2017年度・最新版)

知っている、知らないとでは**裁判**になってからでは**遅い**

- 【収録法令】
- 労働関係法
- 労働災害補償金法
- 労働者保護法
- 労働裁判所設置・労働訴訟法

指差して日タイ相互理解が可能

日本語-タイ語 対訳



## タイ国 国税法 (2016年度・最新版)

**新たな法改正**を収録した最新版

- 【収録法令】
- 付加価値税 (VAT)
- 所得税
- 事業税

## タイ国 ビジネス法規集

日本人が知るべき**基礎的**な**法律**を1冊に**集約**

- 【収録法令】
- 外国人事業法
- 会社法
- 外国人就労法
- 工場法
- 公開株式会社法



## 「タイ国 労働判例集 1 (130選)」

- 実際に発生した**労働訴訟**を**14ケース**に分類して収録。  
(日本語のみ)

## タイ国 業務安全・衛生・環境法、危険物法 安全・環境・危険物 これ**1冊でOK**

- 【収録法令】
- 危険物法
- 業務安全・衛生・環境法
- 危険有害物質の安全・衛生関連規定



TJプランナライリクルートメント株式会社

TJ Prannarai Recruitment Co., Ltd.

42 Tower, Room 2102, 21Fl. 65 Soi Sukhumvit 42. Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110 Thailand

TEL: 0-2712-3199 Fax 0-2712-3201 Email: jpntrans@tjprannarai.co.th